

EAR について

貿易を業とする方なら誰でも EAR といえば米国輸出規制とすぐに反応できます。日本が特定の貨物について輸出規制しているのと同様に、米国にも同様の輸出規制があり、それが EAR と呼ばれています。EAR には日本の輸出規制と大きく異なる点が一つあります。それは、米国産品を輸入した国から再輸出されるときにも適用されることです。したがって、米国産品を日本から第三国に輸出するときには、日本の輸出規制と EAR の両方をクリアしなければならないということになります。日本の輸出規制だけでも厄介なのに米国の規制にまで縛られると本当に大変になります。

でも、変だと思いませんか？日本人が日本国内で行うことについて、米国の法令が適用されるのでしょうか？？？？もしそうだとすれば、日本は独立国家ではありません。でも米国の要求を無視することもできない。さてどうするか？

実は、日本人がする日本からの輸出において EAR は気にしなくてもいいものです。EAR の規制内容と日本の輸出規制の内容はほぼ同一です。（法体系が異なるので、一見異なる規制内容に見えますが、規制項目を 1 件ごとに比較すると、翻訳の問題と思われる点を除いて同一です。）したがって、日本の法令に従っていれば米国の EAR に従っていることになります。独立国の体裁を保つためにこうしたのだとしたら、官僚の知恵（「裏技」の方が適切か？）だと思いませんか？